

株主及び債権者 各位

2024年12月2日

簡易吸収分割公告

東京都中央区八重洲一丁目9番9号
東京建物株式会社
代表取締役 野村 均

東京建物株式会社（東京都中央区八重洲一丁目9番9号 以下「承継会社」といいます。）及び東京建物リゾート株式会社（東京都中央区日本橋室町四丁目3番18号 以下「吸収分割会社」といいます。）は、吸収分割して承継会社は吸収分割会社のビル賃貸事業および土地賃貸事業に関する権利義務を承継し、吸収分割会社はそれを承継させることにいたしましたので、公告します。

なお、当社は、会社法第796条第2項の規定に基づき、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を経ずに本吸収分割を行います。

- ① 会社法第796条第3項の規定に基づき、本吸収分割に反対の株主は、本公告掲載の翌日から2週間以内に、書面によりその旨をお申し出ください。
- ② 本吸収分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1か月以内にお申し出ください。
- ③ 各社の最終貸借対照表の開示状況は次の通りです。

承継会社：金融商品取引法による有価証券報告書提出済

分割会社：掲載紙 官報

掲載の日付 令和6年4月16日

掲載頁 93頁（号外第96号）

以上